

# 農地の転用には 許可が必要です！

8月は「農地の無断転用防止強化月間」です。

※※※※※ ご注意ください ※※※※※

- 農地は無断で転用できません。
- 農地転用許可（市街化区域の場合は届出）が必要です。
- 無断転用したままでは、原則、農地転用許可申請ができません。

農地を宅地や駐車場、資材置場・太陽光発電パネル用地など、農地以外の目的に利用する場合は、事前に地区の農業委員または農業委員会事務局までご相談ください。



無断  
転用  
禁止



農地は  
貴重な資源。  
大切に  
守りましょう！



••••• 問い合わせ先 •••••

〒857-8585

佐世保市八幡町1番10号（市役所10階）

佐世保市農業委員会事務局

TEL24-1111（内線3062~3065）